○文部科学省令第二十五号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、学校教育法施行規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

学校教育法施行規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三十八条の二　学校教育法第二十八条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この条及び次条において「準用認定こども園法」という。）第二十七条の六第一項の文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	［条を加える。］
一　準用認定こども園法第二十七条の四第二項の一般通告、同条第六項の園児届出又は準用認定こども園法第二十七条の五第一項の規定による通知の対象である入園児虐待（準用認定こども園法第二十七条の二第一項に規定する入園児虐待をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に係る幼稚園又は特別支援学校の幼稚部の名称及び所在地	
二　入園児虐待を受けた又は受けたと思われる園児（準用認定こども園法第二十七条の二第一項に規定する園児をいう。）の性別、年齢及びその他の心身の状況	
三　入園児虐待の種別、内容及び発生要因	
四　入園児虐待を行つた職員等（準用認定こども園法第二十七条の二第一項に規定する職員等をいう。次条第一項において同じ。）の氏名、生年月日及び職種	
五　所管行政庁（準用認定こども園法第二十七条の二第二項に規定する所管行政庁をいう。）が講じた措置の内容	
六　入園児虐待が行われた幼稚園又は特別支援学校の幼稚部において改善措置が採られている場合にはその内容	
第三十八条の三　準用認定こども園法第二十七条の七の文部科学省令で定める事項は、入園児虐待を行つた職員等の職種とする。	［条を加える。］
2　準用認定こども園法第二十七条の七第二項の規定による公表は、文部科学省及び都道府県のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体を付した傍線は注記である。

（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第二条　文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			
第三条　学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。			
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	［略］	［略］	［略］
第十八条		都道府県知事	都道府県知事（学校設置会社にあつては、構造改革特別区域法第十

改正前			
第三条　学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。			
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	［同上］	［同上］	［同上］
第十八条		都道府県知事	都道府県知事（学校設置会社にあつては、構造改革特別区域法第十